

解説



証券取引等監視委員会事務局
開示検査課 課長補佐

か め お か の り ゆ き

亀岡 典之

開示検査事例集の公表について

証券取引等監視委員会（以下「監視委」といいます。）は、令和3年7月30日に開示検査事例集を公表しました。

開示検査事例集は、市場関係者の皆さんに適正な情報開示に向けた取組みを積極的に行っていただけるよう、毎年、監視委による開示検査の最近の取組みや、開示検査によって新たに判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を中心にご紹介しています。

今般公表しました開示検査事例集では、新たに令和2事務年度（令和2年7月から令和3年6月）に実施した開示検査の概要・事例等を追加し、ご紹介しています。

また、開示検査事例集では、昨事務年度までに開示検査を実施した事例で、開示規制違反について課徴金納付命令勧告を行った事例、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、開示規制違反の背景・原因について上場会社と共有した上で、適正な情報開示に向けた体制の整備等を促した事例等、さまざまな事例を積極的にご紹介しています。

さらに、監視委コラムにおいて、開示実務において参考にしていただけるよう、最近の開示検査を通じてクローズアップさ

れた開示制度や会計基準のほか、不正会計の実態等について解説しています。本稿では、今般公表しました開示検査事例集から、令和2事務年度における課徴金納付命令勧告事例を中心にご紹介します。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

1 開示検査について

金融商品取引法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うために、上場会社等が有価証券報告書等の開示書類を提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度です。

このため、有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反が発生した場合には、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その上場会社自身の信用を失い、我が国資本市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねません。

これら開示規制違反について、監視委は、金融商品取引法の規定に基づく開示検査を実施し、有価証券報告書等の開



示書類において重要な虚偽記載等の開示規制違反が判明した場合、開示書類を提出した上場会社等に対する課徴金納付命令勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行っています。また、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、必要に応じて、開示書類を提出した上場会社等に対して、自主的な訂正報告書等の提出を促しています。

さらに、近年、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反が発生していることを踏まえ、開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、以下の取り組みを実施しています。

(1) 開示規制違反のリスク等に 着目した情報収集・分析能力の 強化

市場インパクト(仮に、問題が発覚した場合の市場への影響)や不正発生リスク等に着目し、上場会社に関する継続的な情報収集・分析や、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っています。

(2) 機動的かつ多面的な検査・調査の実施

機動的かつ効率的に検査・ヒアリングを実施することにより、上場会社が、自主的に有価証券報告書等の訂正を行うことや、上場会社自身が適正な情報開示のための体制整備等を迅速に行うことを期待しています。

また、多面的かつ効果的な開示検査を実施する観点から、以下の対応を行っています。

- ・ 検査対象会社のガバナンス機能状況の把握
- ・ 有価証券報告書等の非財務情報についての積極的な調査・検査
- ・ 特定関与行為¹に関する積極的な検査

(3) 開示規制違反の再発防止・未然防止

開示規制違反が認められた上場会社の経営陣との間において、開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有することにより、上場会社自らが、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を行うことを促し、開示規制違反の再発防止を図っています。その上で、上場会社において、こうした適正な情報開示に向けた積極的な姿勢が見られない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報の共有を行っています。

開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社についても、訂正内容、上場会社の内部統制の機能状況等を把握する必要がある場合には、開示検査を行っています。

2 令和2事務年度における開示検査の実績・傾向について

監視委は、令和2事務年度において、23件の開示検査を実施し、16件が終了しました。開示検査が終了した16件のうち、開示書類における重要な事項について虚偽記載等が認められた9件について課徴金納付命令勧告を行いました。具体的には、架空循環取引による売上の過大計上、海外子会社による不正会計、関連当事者取引に係る注記の不記載等による虚偽記載等が認められました。

これらの課徴金納付命令勧告において認められた開示規制違反に至った主な背景・原因は、以下のとおりです。

- ・ 社長及び会計責任者において、法令等を正しく理解しておらず、適正な財務報告を行う認識が不足していたこと
- ・ 一部の者に権限が集中しており、また、これらの者に対する牽制が不十分

であったこと

- ・ 経営陣において、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取り組みを行ってこなかったこと
- ・ 子会社に対するガバナンス機能に不備があったこと

3 令和2事務年度における主な課徴金納付命令勧告事例

令和2事務年度における課徴金納付命令勧告について、開示検査事例集から5件の事例をご紹介します。なお、各事例における検査対象会社は、「当社」としています。

(事例1) 架空循環取引による売上の過大計上等

① 概要

当社は、架空循環取引による売上の過大計上等の不正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等及び有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

② 不正な会計処理の概要

当社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

(架空循環取引による売上の過大計上等)

当社は、物品販売とその仕入れを内容とする取引を複数の企業との間で繰り返し、売上及び売上原価を計上しました。

しかし、当該取引は物やサービスがやり取りされておらず、当社の元社員は、自らが偽造した注文書や見積書を当該複数の企業に送付し、当該複数の企業にその内容に合致した証憑の作成等をさせていました。

したがって、これらの取引は架空循環取引であり、それにより当社は連結財務諸表において、売上及び売上原価を過

大に計上しました。

（架空循環取引に係る売上原価の過大取消）

当社は、有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、上記の架空循環取引に係ると判断した売上及び売上原価を取り消しました。

しかし、当社の調査の結果、取り消した売上原価の中には、本架空循環取引とは関係のないA社へ発注した取引について、本架空循環取引とは関係のないB社が当社に対して役務提供等を行ったものが含まれていました。具体的には、当社の元社員が、本架空循環取引とは関係のない当社の実案件の採算を良く見せるため、当該実案件に係る当社からB社への発注金額を必要な金額よりも低く抑えるようにB社に要請しつつ、その埋め合わせとして、本架空循環取引から流出させた資金の一部を、A社を通じてB社に支払わせていました。

これらのことから、当社の元社員は、本架空循環取引を利用して実取引に係る原価の付替を行っていたと認められ、当社は、付替えられた原価について売上原価として計上すべきでしたが、上記の有価証券報告書の訂正報告書において、この付替えられた原価相当額を過大に取り消したことにより、当社の連結財務諸表において売上原価を過少に計上しました。

なお、当該原価の付替えについて、当社は、当社の元社員の供述により認識していましたが、十分な調査を実施することなく、当該資金の流出による当社の会計処理への影響については検討しませんでした。

③ 背景・原因

これらの不正な会計処理の一部は、元社員が首謀して行われていたと認められました。他方、当社において、不正な会計処理が行われた主な背景としては、以下

の点が考えられます。

（内部統制の問題点）

当社は、短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったこと等を背景として、以下のように十分な内部統制が構築されていませんでした。

- ・ 過去の不正取引を踏まえた取組みや部門内及び部門間の牽制等による十分なリスク管理体制が構築できていなかったこと。
- ・ 営業部門において、承認権者は不正リスク等について確認する意識が十分でなく、また各営業案件に関する情報は営業担当者しかわからない状況であったことにより、営業部門内だけでなく他部門による取引内容のチェックが機能しなかったこと。
- ・ 管理部門において、不正リスクに対応する役割が不明確かつ連携が不十分であり、さらに、適正な人員が配置されておらず、会計不正に係るリスクを意識したチェック活動が不十分であったこと。

（監査部門による監査の問題点）

- ・ 監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと。
- ・ 内部監査室の体制・能力、業務監査の範囲、指摘事項に関するフォローアップが不十分であったこと。
- ・ 監査役、会計監査人と内部監査室との連携、経営陣と内部監査室との連携が必ずしも十分でなかったこと。

（経営陣の問題点）

- ・ 経営陣は、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、是正のための取組みが不十分であったこと。

④ 是正に向けた当社の対応

当社の主な再発防止策は、以下のとおりです。

- ・ ガバナンスの改革と推進

- ・ リスク管理体制の強化
- ・ 業務執行に係る体制及び社内体制の強化
- ・ 監査体制の抜本的な見直し
- ・ 社員の声を集める仕組み
- ・ 組織文化の改革・形成
- ・ 会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び・啓蒙
- ・ モニタリング体制の継続

（事例2）架空期末在庫の計上による売上原価の過少計上等

① 概要

当社は、経理実務の権限が集中し、強い影響力を持っていた当時の経理担当者の指示の下、架空期末在庫の計上による売上原価の過少計上等、長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。

また、当社は、これら有価証券報告書を参照情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により有価証券を投資者に取得させました。

② 不正な会計処理の概要

当社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

- ・ 当社は、期末在庫について、適切な加工進捗率を用いて評価すべきところ、加工進捗率の水増しを行い、架空の期末在庫を計上することによって、売上原価を過少に計上しました。
- ・ 当社は、販売見込みのない在庫について、販売見込みがあると偽りの評価を行い、評価損を計上しなかったことにより、売上原価を過少に計上しました。
- ・ 収益の認識基準では、「物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと」を満たさな

れば収益を認識することができないため、当社に買戻義務がある製品については売上を計上することはできないにもかかわらず、当社は、当該製品について売上を計上したことにより、売上を過大に計上しました。

- ・ 当社は、固定資産と関係のない支出について、発生時に費用として計上すべきところ、固定資産として計上し、固定資産の減価償却を行うことにより、費用計上を繰り延べました。

③ 背景・原因

これらの不正な会計処理については、直接的には、経理実務の権限が集中していた当時の経理担当者の指示の下で行われ、また、その一部については、当時の執行役員CFO（取締役ではありません）も認識していたことが認められました。当社において、長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理が行われてきた主な背景としては、以下の点が考えられます。

- ・ 経理実務に関する権限が一人の経理担当者に集中していたこと
- ・ 適正な会計処理を重視しない企業風土があったこと
- ・ 経理部門に対する当社内のチェック機能が不全であったこと

④ 是正に向けた当社の対応

当社の主な再発防止策は、以下のとおりです。

- ・ ガバナンス向上委員会の設置及び開催
- ・ 会計処理と情報開示に対する意識の変革
- ・ 指名委員会等設置会社へ移行することにより、取締役会による相互監視監督機能の強化
- ・ CFO及び経理部長による経理業務に対する監督の強化

（事例3）海外子会社による売上原価の過少計上等

① 概要

当社の中国の子会社各社（以下「当社中国グループ」といいます。）等が、買掛金の過少計上による売上原価の過少計上、在庫の過大計上による売上原価の過少計上、売上の過大計上等の不正な会計処理を行ったことにより、当社は、過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。

また、当社は、これら有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書等を提出し、当該有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を投資者に取得させました。

② 不正な会計処理の概要

当社中国グループが行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

（買掛金の過少計上による売上原価の過少計上）

当社中国グループは、仕入先から原材

料を納入後、「発票」²を受領するまでは、買掛金ではなく、「仮買掛金」と称する仮勘定を用いて「仕入/仮買掛金」を暫定的に計上し、その後、仕入先から発票を受領した時に、「仮買掛金」を買掛金に振り替える処理を行っています。

こうした「仮買掛金」を用いた会計処理が行われる中、当社中国グループは、「仮買掛金/売上原価」等の仮買掛金を借方に計上する架空の仕訳を行うことにより、売上原価を減少させました。

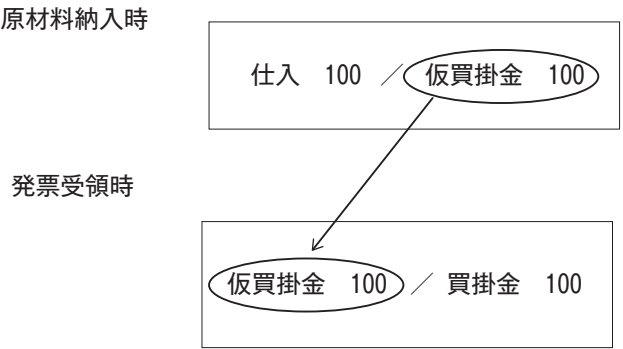
これにより、当社の連結財務諸表において、売上原価は過少に計上されました。

なお、こうした売上原価の過少計上は平成26年3月期より前から行われており、過年度各期における売上原価の過少計上により累積された純資産の過大計上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純資産を計上しました。

（在庫の過大計上による売上原価の過少計上）

当社中国グループ等は、会計システム上で移動平均法に基づき自動的に算出

【仕入取引における仮買掛金を用いた通常の仕訳】



【架空の仮買掛金を用いた不適正な仕訳】



される在庫の単価について、より高い単価に上書き変更することにより、期末棚卸資産を増加させ、売上原価を減少させました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上原価は過少に計上されました。

なお、こうした売上原価の過少計上は平成26年3月期より前から行われており、過年度各期における売上原価の過少計上により累積された純資産の過大計上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純資産を計上しました。

（顧客の同意を得ない売上の過大計上）

当社中国グループでは、顧客から受注した製品を製造するための生産ラインの設置等に係る初期費用について、顧客から支払いの同意を得られた場合に売上として計上することとしていましたが、顧客の同意が得られていないものについても売上として計上しました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上は過大に計上されました。

なお、こうした売上の過大計上は平成26年3月期より前から行われており、過年度各期における売上の過大計上により累積された純資産の過大計上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純資産を計上しました。

③ 背景・原因

これらの不正な会計処理の太宗は、当社の社長が業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社中国グループが業績目標達成のために行ったものであり、当社中国グループの代表者を兼ねる当社取締役副社長及び当社の財務報告の責任を有する当社取締役副社長が、不正な会計処理を自ら指示又は容認していたと考えられます。当社中国グループにおい

て不正な会計処理が行われてきた主な背景としては、以下の点が考えられます。

- ・ 業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要するなど、当社社長のコンプライアンス意識が欠如していたこと。
- ・ 当社中国グループの代表者等の2名の当社副社長が不正な会計処理を自ら指示又は容認していたなど、当社中国グループの内部統制は無効化され、機能していなかったこと。
- ・ 当社は、取締役会において、当社社長や当社中国グループの代表者を兼ねる当社取締役副社長の意見に対して異を唱える者はおらず、監査役会も、会社に否定的な疑問が生じても取締役会での確認や議論を避けるようになっていたことから、当社中国グループへの牽制機能は働かない状況であったこと。
- ・ 当社は、製造部門及び営業部門を重視する一方、管理部門及び内部統制部門の役割を軽視していたことから、管理部門及び内部統制部門は、十分な予算や人員が配分されず、適切に機能していなかったこと。
- ・ 当社中国グループにおいて、証憑を確認せずに売上の計上を行っていたことや架空の仕訳をシステムに入力していたこと等、不正な行為を行うことが業務フロー上可能となっており、内部統制の整備及び運用上の不備があったこと。

④ 是正に向けた当社の対応

当社の主な再発防止策は、以下のとおりです。

- ・ 適切な会計処理に対する責任明確化
- ・ 経営体制移行のための役員改選
- ・ 経営体制移行にともなうガバナンス機能強化

- ・ 管理監督体制の機能強化
- ・ 業務統制上の不備の改善

（事例4）貸倒損失の計上回避

① 概要

当社は、回収の見込みがない貸付金に係る貸倒損失の計上を回避した不正な会計処理を行ったことから、過大な純資産を計上しました。これにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出しました。

② 不正な会計処理の概要

当社は、回収見込みがないA社に対する貸付金について、以下のとおり貸倒損失の計上を回避しました。

（連帯保証及び担保継続の偽装）

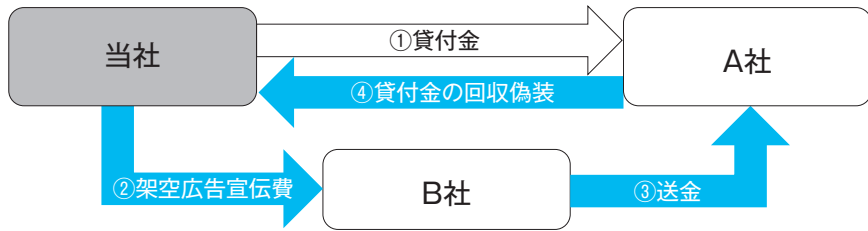
当社は、当該貸付金に係る連帯保証及び担保が解除された時点において、これまで回収可能と判断していた担保株式の時価相当額について貸倒損失の計上等を行わなければならないため、連帯保証及び担保を解除した事実を取締役ほか限られた範囲のみの秘密にしました。当社は、担保株式の管理を引き続き行う等、会計監査人を含め対外的には連帯保証及び担保が継続しているかのように装って、損失計上を回避しました。

（回収偽装）

当社は、当該貸付金について、会計監査人から担保権を実行して担保株式を処分した資金を返済に充当し、充当しきれない差額は回収不能として貸倒損失として処理すべきとの指摘を受けました。

これに対して当社社長は、経理本部長に損失計上を回避するための案を検討するように指示し、当社は、取引のあったB社に対して架空の広告宣伝費を水増しして支払い、B社からこれをA社に送金させ、さらにA社から当社へ当該資金を還流させることにより、当該貸付金の回収を偽装しました。

【概要図】



③ 背景・原因

これらの不正な会計処理の太宗は、当社社長が、回収見込みがない貸付金に係る貸倒損失計上を回避するため、経理本部長に指示したと認められます。当社において、不正な会計処理が行われてきた主な背景としては、以下の点が考えられます。

- ・ 歴代経営陣において、コンプライアンス意識が欠如していたこと。
- ・ 過去に取締役会長や取締役社長を退任した者が顧問や相談役に就任し長期間にわたって実権を握っていたため、特定の経営陣に権限が集中していたこと。
- ・ 監査役について、広く情報収集を行い、リスク評価に応じた実行性ある監査の実施に努め、不正な会計処理を発見し、あるいはそれを防止しようとする職責意識が欠如していたこと。
- ・ 当社において、上席者の確認・承認が不要な業務フローがあるなど、役員・従業員間の牽制機能を発揮する体制になっていなかったこと。
- ・ 内部監査について、監査報告を社長のみに行っており、監査役・会計監査人との連携を行っていないなど、内部監査機能に不備があったこと。

④ 是正に向けた当社の対応

当社の主な再発防止策は、以下のとおりです。

- ・ コンプライアンス意識の強化
- ・ ステークホルダーへの配慮と健全な

組織風土の醸成

- ・ 経営体制の変更・強化
- ・ 取締役による監視・監督の強化
- ・ 監査役監査体制の整備・強化
- ・ 社内規程の整備・運用の徹底
- ・ 内部監査の整備・運用管理の徹底
- ・ 内部通報制度の整備

（事例5）関連当事者取引に係る注記の不記載

① 概要

当社は、関連当事者に該当する当社取締役A氏に対して行った多額の送金について、「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記しなければならないにもかかわらず、注記をしませんでした。これにより、当社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出しました。

② 重要な事項の不記載の概要

連結財務諸表提出会社は、当該会社の親会社、役員といった関連当事者との取引を行っている場合には、その重要なものについて連結財務諸表に注記することとされています。

当社は、平成29年1月及び4月に、当社取締役A氏（関連当事者に該当）に対して、多額の送金を行いました。当該送金については、資金貸借取引であり、会計基準に定められている重要な取引に該当することから、当社は、当該送金を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記しなければならないにもかかわらず、注記をしませんでした。

③ 背景・原因

当社が重要な事項の不記載を行った主な背景としては、以下の点が考えられます。

- ・ 当社社長及び会計責任者は、法令、会計基準等を正しく認識しておらず、適正な財務報告を行うという認識が不足していたこと。
- ・ 当社の内部統制は機能しておらず、ガバナンス体制は極めて脆弱であったこと。

④ 是正に向けた当社の対応

当社は、本件のようなことが生じないようにより一層健全な内部統制環境を構築するとしています。

4 海外子会社管理の重要性

上記（事例3）においてご紹介したとおり、近時、上場会社の海外子会社を舞台にした会計不正が発覚しています。その原因は、親会社である上場会社の海外子会社に対する管理体制の甘さにあると考えられます。

ある事例では、会計不正が行われた海外子会社には1名の日本人駐在員がいましたが、権限はこの駐在員に集中し、牽制機能が十分に働いておらず、また、滞留債権や与信枠等の管理などの面において、本社による統制も十分に機能しているとはいえない状況でした。さらに、監査役監査、内部監査及び会計監査人の監査の連携が不十分であり、約2年にわたり、この海外子会社に対する往査も行われていませんでした。

このように、海外子会社管理のために現地に日本人担当者を駐在させたり、また、本社からその海外子会社や地域を統括する責任者を派遣していても、管理体制そのものが脆弱であったり、全く機能していなかったために、会計不正をはじめ

不正行為が発生している事例が見受けられます。

上場会社の皆様におかれては、海外子会社管理の重要性について、しっかりと認識していただく必要があるのではないのでしょうか。

5 さいごに

上場会社が適正な情報開示を行うためには、経営陣がコンプライアンス意識を高く持ち、自社のガバナンスを形式だけでなく実質を伴ったものへ向上させるための取組みが不可欠です。この取組みを進めていくためには、上場会社内部での議論だけではなく、上場会社、公認会計士・監査法人、投資者等との間のコミュニケーション及び対話が積極的に行われることが不可欠です。

開示検査事例集を通じて、上場会社、公認会計士・監査法人、投資者等の皆さんに、開示規制違反の手法、背景・原因等や監視委の取組みについてご理解いただいた上で、上場会社と公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者の皆さんと投資先である上場会社との対話がますます活発に行われること

を期待しています。

そして、活発なコミュニケーションや対話が行われることにより、適正な情報開示が積極的に行われ、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。

<注>

- 1 特定関与行為とは、重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいいます。
- 2 中国では、「発票」という中国税務当局が管理する証憑を用いて税務申告が行われており、決算書の作成においては、販売者側の「発票」の発行や、仕入側の「発票」の受領の時点をもって、収益や費用を認識する「発票主義」が広く採用されています。多くの場合、「発票」の授受は商品の受け渡し後になります。

***法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応
(不正事例研究)」研修教材**

教材コード J 0 3 0 5 1 0

 研修コード 3 1 9 2

履修単位 1 単位